

2017年度 事業報告

2018年6月11日

理事会

2018年6月27日

評議員会

はじめに

2017年度の方針はどこまで達成できたのか、一年間の活動を振り返ってみます。2月には公益認定後をはじめに内閣府による「立ち入り調査」があり、重要な改善指摘事項がありました。改善計画と併せて、次年度への重点課題を設定し、あらたな展望を切り開いていく手立てを検討します。

1. 運営に関して

運営に関しては公益財団法人にふさわしい事業運営をおこなうため、理事会を4回、評議員会を4回、介護・生活困窮者・清掃の3部門部長事務局会議を4回、常駐事務局会議は毎月開催してきました。

<理事会>

第14回理事会 6月12日(月) PM1時~4時

議題	第1号議案	第13回理事会以降近々の事業報告の件
	第2号議案	事業所所長の中退共加入の件
	第3号議案	2016年度決算と事業報告の件
	第4号議案	中期事業計画の具体化の件
	第5号議案	第11回評議員会開催の件
	第6号議案	第15回理事会開催の件

第15回理事会 9月29日(金) PM1時~3時30分

議題	第1号議案	第14回理事会以降近々の事業報告の件
	第2号議案	2017年度第一四半期の結果の件
	第3号議案	公認会計士からの指摘事項の件
	第4号議案	生活困窮者自立支援事業の件
	第5号議案	会計システム業者変更の件
	第6号議案	全国所長会議の件
	第7号議案	定款変更の件(ITセンターの住所変更)
	第8号議案	第16回理事会開催の件
	第9号議案	第12回みなし評議員会開催の件
	第10号議案	第13回評議員会開催の件

第16回理事会 12月11日(月) 午後1:00~3:00

議題	第1号議案	第15回理事会以降近々の事業報告の件
	第2号議案	2017年度の間決算と方針の実践状況の件
	第3号議案	2018年度予算作成と事業計画(案)の件
	第4号議案	中期事業計画の到達点と見直しの件
	第5号議案	せせらぎ閉鎖の件

- 第 6 号議案 定款変更の件
 - 第 7 号議案 就業規則変更（案）の件
 - 第 8 号議案 第13回評議員会開催の件
 - 第 9 号議案 第17回理事会の開催の件
- 第17回理事会 2018年2月26日（月）午後1：00～

- 議題 第 1 号議案 第16回理事会及び第13回評議員会以降近々の事業報告の件
- 第 2 号議案 2017年度の第 3 四半期決算と方針の実践状況の件
 - 第 3 号議案 2018年度事業計画（案）の件
 - 第 4 号議案 2018年度予算（案）の件
 - 第 5 号議案 塩釜事業所閉鎖の件
 - 第 6 号議案 定款変更の件
 - 第 7 号議案 就業規則変更（案）の件
 - 第 8 号議案 第14回評議員会開催の件
 - 第 9 号議案 第18回理事会の開催の件

< 評議員会 >

第 11 回評議員会 6 月 28 日（水）PM 1 時～5 時

- 議題 第 1 号議案 議事録署名人選出の件
- 第 2 号議案 第 10 回評議員会以降近々の事業報告の件
 - 第 3 号議案 2016 年度決算と事業報告の件
 - 第 4 号議案 事業所所長の中退共加入の件
 - 第 5 号議案 中期事業計画の具体化の件
 - 第 6 号議案 休眠預金活用制度への応募の件
 - 第 7 号議案 次期評議員選出検討委員会の設置の件
 - 第 8 号議案 第 12 回評議員会開催の件

第 12 回評議員会 10 月 18 日（水）電子媒体によりみなし評議員会

- 議題 第 1 号議案 定款変更の件（ITセンターの住所変更）

第 13 回評議員会 2018 年 1 月 19 日（金）午後 1：00～3：50

- 議題 第 1 号議案 議事録署名人の件
- 第 2 号議案 第11回、第12回評議員会及び第15回理事会以降近々の事業報告
 - 第 3 号議案 2017 年度中間決算と監事監査の結果の件
 - 第 4 号議案 中期事業計画の到達点と見直しの件
 - 第 5 号議案 2018 年度予算作成の件
 - 第 6 号議案 2018 年度事業計画（案）
 - 第 7 号議案 せせらぎ閉鎖の件
 - 第 8 号議案 定款変更の件（従たる事業所の変更）
 - 第 9 号議案 次回評議員会開催の件

第 14 回評議員会 2018 年 3 月 23 日（金）午後 1：00～3：10

- 議題 第 1 号議案 議事録署名人の件
- 第 2 号議案 第13回評議員会及び第17回理事会以降近々の事業報告
 - 第 3 号議案 内閣府立ち入り調査での指摘事項への対策

- 第 4 号議案 2017 年度のまとめ件
- 第 5 号議案 2018 年度事業計画（案）の件
- 第 6 号議案 2018 年度予算作成（案）の件
- 第 7 号議案 塩釜事業所閉鎖の件
- 第 8 号議案 定款変更の件（従たる事業所の変更）
- 第 9 号議案 定款変更の件（第 24 条 3 項の変更）
- 第 10 号議案 常勤役員報酬規程変更の件
- 第 11 号議案 次回評議員会開催の件

< 評議員選定委員会 >

- 第 2 期評議員選定委員会 2018 年 3 月 23 日（金）A M10 時 30 分～11 時
 - 第 1 号議案 第 2 期評議員（2018 年 6 月～2022 年 6 月）の選定の件
 - 第 2 号議案 第 2 期評議員補欠評議員選出の件
- 第 2 期評議員選定委員会 2018 年 5 月 16 日（金）P M3 時～4 時
 - 第 1 号議案 第 2 期評議員（2018 年 6 月～2022 年 6 月）の選定の件

< 3 部門部長事務局会議 >

- 第 13 回 3 部門部長事務局会議 5 月 10 日（水）P M1 時～5 時
 - 議題 報告事項……貸室の件、高齢者雇用調査と女性の雇用、決算関係、本部未収金、事業所特別監査での指摘事項の改善状況、評議員会議員からの確認書、協会だより N o. 10、内閣府からの「事業報告等の提出」通知
 - 協議事項……各事業部会からの報告について、2016 年度事業報告、年間スケジュール、中期事業計画の具体化（中退共未加入の件、新規加入事業所の件、監事の特別監査後のフォローで都城の件）、寄附金集め
- 第 14 回 3 部門部長事務局会議 8 月 4 日（水）P M1 時～5 時
 - 議題 報告事項……貸室の件、4～5 月の損益結果、本部未収金、2017 年特別監査スケジュール、中退共加入の実施、協会だより N o. 12、内閣府からの「事業報告等の修正」通知の内容と秋から暮れにかけて立ち入り調査の連絡
 - 協議事項……各事業部会からの報告について、公認会計士の指摘事項と対応、中期事業計画の具体化（休眠預金活用の件、新規加入事業所の件）、現会計システムを**会計システム**契約切り替えについて、12 月の全国所長会議の件
- 第 15 回 3 部門部長事務局会議 11 月 15 日（水）P M1 時～5 時
 - 議題 報告事項……ユニオンコーポ隣地境界線確認の件、IT センターの住所変更法務局への変更届、職業安定法改正の説明会の報告、せせらぎ閉鎖の件、多摩事業所への東京都の実施調査の件
 - 協議事項……各事業部会からの報告について、中間決算について、事業所の気になる事案について、就業規則整備の件、生活困窮者自立支援の件で厚労省との懇談報告、12 月の全国所長会議の件、今後の 3 部門部長会議のあり方について
- 第 16 回 3 部門部長事務局会議 2 月 7 日（水）P M1 時～5 時
 - 議題 報告事項……全国所長会議の報告、本部未収金、協会だより N o. 18,19、せせらぎの閉鎖転換変更登記済み、I T センターの無料職業紹介所継続の申請、事業所からの業務月報、塩釜事業所閉鎖の件、内閣府調査の件、月報の件、事業所監査

の件

協議事項……各事業部会からの報告について、2017 年度のまとめと第三四半期決算につ
い

て、事業所の気になる事案について、就業規則整備の件、2018 年度予算案
の集計状況、京都事業所の問題、今後の3部門部長会議のあり方について

< 常駐事務局会議 >

- ①定款の第 38 条に「法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事で定める」とあります。常駐事務局会議は、理事長・常務理事（事務局長）・事務局次長で毎月開催しています。ほかに必要な場合は適宜開催して、理事の職務の調整と法人の事業の民主的な運営に努めています。
- ②「第一回常駐事務局会議（2017 年 7 月 5 日）」において、法人運営のための「年間スケジュールの確認」「課題の整理」「決算時の公認会計士の改善指摘事項への対策」「資金繰り状況確認」「事業所監査の遂行計画」「中期事業計画の遂行状況」「寄附金集め対策」「次期理事会議題準備」など協議しています。その後、毎月の月初めに会議を行い、継続課題の遂行状況と問題点、改善点の方向、予定されている事への準備状況などを確認しています。

< 監事による法人及び事業所監査の実施 >

◆法人監査

定款第 9 条および監事監査規定に基づいて、2017 年度第一四半期の業務状況について監事による監査を 8 月 23 日に行いました。監査意見として「これまで指摘してきた問題のところは改善されてきているが、不備が認められる事業所では引き続き会計業務に関する規則を遵守すること。公認会計士の指摘事項は本部の指導を強め、早急の改善をすること。また遅くても 2017 年度内に解決すること」「今後の問題として、各事業所が立案した事業計画をどう担保していくかが重要であること。そのために、事業所の運営会議を重視し、事業計画を実践に繋げる論議を深める事が重要であること。」「寄附金集めについては、本部としても実行計画を作成し、公益たる優位性をいかして、今一度の工夫・努力が求められること。」「指摘事項等の諸改善の取り組みの実行が担保されるまで、粘り強く進めていくことが大切であること。」などの指摘を受けました。

11 月 9 日には上半期の監査を行いました。監査意見として「第一四半期に指摘をしたところの公認会計士の指摘事項や監事による監査での指摘事項の殆どが解決されているが、若干未解決があるものについては必ず年内に解決の道をつけること」「問題は、予算との乖離が大きいことであるが、各事業所において下期に収入の確保、支出の見直しなどの努力が必要と思われる」「現状では、2017 年度の剰余予算達成は厳しいものがある。なんとでも 4 期連続の赤字決算は回避するようにあらゆる努力を惜しまずに行うこと」などの指摘を受けました。

2018 年 2 月 27 日 午前 10:00～11:30 には、第三四半期の法人監査を行いました。そこではこれまで指摘してきた問題のところは改善されてきているが、依然として不備が認められる事業所では、引き続き会計業務に関する規則を遵守する手立てを強める事。公認会計士の指摘事項についてはその多くが改善されてきているが、若干の未解決があるものについては、必ず年度内に解決する事。事業収入の予算に対する未達成の状況は、期末が迫る中、改善は厳しいところまで来たと思われるが、新年度の事業計画には強化を盛り込んだものにする必要がある。事業、特に介護保険事業の撤退が続いてしまったが、意義ある事業を閉鎖することなく、全体で経営を支える手立てで、これ以上の撤退を避ける事。また、新規事業の開拓も積極的に取り組む必要がある、四年連続の赤字は、財団にとってどういうものなのか、今後の展開をどう進めるの

か真剣に立ち向かうこと、などの指摘を受けました。

◆事業所監査

監事による事業所の監査は、9月12日～13日にかけて青森事業所、塩釜事業所、仙台事業所の3事業所を行いました。2018年には2月13日～14日にかけて、ワークセンター、京都事業所、ITセンターの3事業所を行いました。監事の意見として、各事業所に対して以下の事が指摘されました。

青森事業所については、「前回指摘事項の看板の名称変更がなされていなかった。『公益』の文字が入っていないままになって放置されていた。何のために『公益』になったのかが理解されていない。本部からの指示の徹底が不十分と言わざるを得ない」「会計は正確に処理されていて、本部への報告も滞りない」「事業運営では、待遇などについて研修の具体化を急がりたい。第一四半期は未実施であり今後、いつ実施する予定なのか明確でない。前回の監査での指摘事項でもあり、早急な計画で実施をする事。また、定期的な計画を立てて実施する事。委託契約の内容で、法令違反がないか検討の上、適切な措置を講じられたい」とありました。

塩釜事業所については、「増収の手立てを着実に取られていること、『短期借入金』については、月々5、5万円の返済をしていること。働きつづけたい職場風土づくりに取り組んでいることなど大いに評価をしたい」しかし、「出発当初の感じられた『公益』のメリットについては、今は感じられないと発言されている。本部が責任をもってすすめる『公益の優位性』の徹底が不十分な結果と言わざるを得ない」とありました。

仙台事業所については、「経営改善に向けて利用者の確保と支出の減に取り組んで、第一四半期では予算剰余を超過達成している。毎月の全職員会議などが奏功していると言える。この調子で年間を推移すれば一般正味財産（自己資本）の改善が見込める。」「『短期借入金』については、年度末に返済の予定であることを確認したが、やはり書面化しておくべきであることを指摘したい。」「財団発足時（14年前）に借入れたとされる債務については、契約書類が存せず、その性格も不明である。歴史的経緯も踏まえて、債権者との話合いの機会を設け、結論に従って処理を早期に進めること」とありました。

ワークセンターについては、「経営改善に向けて支出の減に取り組んで、上半期では予算剰余を超過達成している。この調子で年間を推移すれば年度末での黒字が見込める。前回指摘事項が改善されていません。①「賃貸契約書」については、財団時のものがあつたが、金額も倍近くになっており、書き換えたものがが必要です。家主ときちんと話し合って正しい「賃貸契約書」にしてください。②会計入力の前年の9月以降されていません。重大な問題です。前回事務処理体制の構築を指摘しておきましたが、旧態依然とした状態です。③2年後に向けたプロジェクトは昨年6月以降開いていないとのことですが、早急に開催して具体的検討を急いでください。」とありました。

京都事業所については、「過誤請求による2割減算で大変な苦戦を強いられています。この調子では年度末で大きな赤字となります。次年度に取り戻す計画を早めに確立されることを望みます。「賃貸契約書」については、財団時のものがありましたが、新たにスペースを拡大しており金額も当初の倍になっており、書き換えたものがが必要です。家主ときちんと話し合って正しい「賃貸契約書」にしてください。」とありました。

ITセンターについては、「パソコン教室で授業中の所の2教室を見学させてもらったが、受講者の表情は真剣そのもので緊張した教室の張りつめた空気が息苦しく感じられた。ITセンタ

一は「勝負しているな」と感じられた。会計ソフトが変更になって総勘定元帳をはじめいろいろと打ち出せていた資料が打ち出せなくなって困っているという話があった。これは本部で改善のために善処すべし。」とありました。

2. 2017年度の方針の実践結果

事業方針については、「公益財団法人としての目的達成に向けてとりくむ。具体的には高齢者、生活困窮者の雇用機会増進のための清掃事業、介護事業、生活困窮者就労支援事業等とする。」として、各事業の方針を決めました。

(1) 高齢者、生活困窮者に対する雇用機会の提供のための事業

ア) 清掃事業を通じて高齢者の就労を促進

年金だけでは生活できない高齢者、生活保護受給者、無料低額宿泊利用者で自立をめざしている生活困窮者を雇用して、清掃事業にとりくみます。地方自治体からの公園、道路、河川等の清掃業務等の受注に向けて事業展開していきます。

ワークセンターでは、運営委員会を毎月1回開催してきまし、事業計画の遂行状況、予算の到達状況を分析し、「赤字」事業の改善に努めてきました。

自立支援センター職員会議は月に1回、ケース会議月に1回、訪問相談事業ケース会議月に1回開催しています。6月29日には事業団の年次総会があり23名の参加がありました。京都市に平成30年度の予算要請を9月8日と10月25日の2回行いました。

清掃事業を基本に、この事業に関連する、ごみ屋敷清掃や引越し事業にもチャレンジしました。また、新たな事業、例えばアフターケア事業を拡大し、京都市の予算化をはかるとりくみを強化していくことを検討しました。新しい事業開拓に向けて、外部からの人材登用を含めてプロジェクトチームを作り取り組む方針です。訪問相談事業は、前年度300万円の赤字の解消に向けて、常勤相談員は3名体制とし、時間外労働の縮小にとりくみました。

◆2017年度事業計画の実施状況

鴨川清掃事業の入札は前年通り、鴨川6工区を確保できました。民間部門については、家財処分の仕事が拡大出来て、上半期で50万円の増収となりました。引き続き、増収の努力をしていますが、そのためには、人材確保が必要であり、ハローワークに求人募集を出していますが、採用は困難な状況にあります。

ソーシャルホーム事業は利用者の減少から上半期で△470万円の赤字でした。入所者確保の必死の取り組みでその後収支の改善は出来ました。しかし黒字に転嫁することは困難でした。次年度に向けてソーシャルホーム事業は廃止し、入所者は、自立支援施設に移行させ、就労困難な利用者には、「第二種施設」を別途確保し入所させることにします。相談事業は、3名体制にし、人件費の削減をはかり経営改善しました。

◆2017年度予算の遂行状況

経常収益の中心は、清掃事業部と自立支援事業であり、自立は対策が功を奏し前年度よりも改善しています。ソーシャルホームの減収が大きく862万円の収益減となる見込みですが、経費を1,211万円減少でき、税引き前は230万円を超える黒字が確保できました。清掃事業部と自立支援事業の収益確保が出来たことによります。

◆昨年度との事業比較について

昨年度との比較では、訪問相談事業の赤字の改善とソーシャルホーム事業の継続をどうするかが課題の中心です。訪問相談事業は、この間の議論で改善の方向が確立しましたし、京都市への予算額増の要請も粘り強く行っており、アフターケア事業で予算化の方向も確認してきました。定着支援事業では、利用者の拡大が具体的に進んでおり、予算の増額も京都市との間で確認しています。

◆2018年度に生かすべき教訓は

- ①長年の課題であったソーシャルホーム事業の抜本的な赤字解消・施設の閉鎖を方針として明確にしたこと。但し、就労できない利用者の「第二種社会福祉」事業は、継続していくことにしており、収支が安定できるために、新たな施設の確保と利用者の拡大が重要な課題となっています。
- ②生活困窮者のあり方について、京都市は、平成32年に向けて、従来の方針を大幅に転換し、社会福祉法人を対象とした民設民営化していく方向を明確にしています。その結果、当法人として京都市の委託事業が無くなる可能性が生まれてきた。したがって、30年度より、異業種事業の確保に向け、知識人を含む部外者を加えたプロジェクトチームを結成し、チャレンジしていくことにしました。
- ③京都市の事業予算化になっていませんが、生活困窮者支援には、一人住まい・高齢者・身体障害者への居宅訪問・アフターケアが重要であり、自立支援センターが取り組んでいるアフターケアが法人の事業に位置付け、体制を確立し、京都市に予算化できる事業として認知されていく取り組みを行っていきます。

田川事業所では、2017年4月20日には総会を行いました。議題は、①2016年度決算監査報告、②2017年度予算、③事業団高齢者部会に固く団結して組合員拡大ほかです。事業所会議は毎月1回年11回開催しました。

◆2017年度事業計画の実施状況

昨年度との事業比較してみますと、公園清掃除草は通常ですが、事業部の草刈り、伐採が減っています。月別の予算をたててやってみましたが、思うようには行きませんでした。夏場の仕事の委託が入ったのですが、猛暑の中、高齢者が長期の休みとなり、代替りの人手も集まらず、例年通り仕事を受けることが出来ませんでした。お墓の清掃など新規開拓の努力をしましたが実っていません。

◆2017年度予算の遂行状況

収入は予算目標の84.6%の達成でした。第3四半期後半から、夏場に休んでいた高齢者が復帰して作業が進むようになりました。

◆2018年度に生かすべきこととして

人材の確保、作業員が高齢化もすすんでいるので、夏場における高齢者の就労時間の柔軟な対応など、特別作業班のリーダーや就労者との話し合いの場を設けて理解を求め、受け入れ態勢を作るなどの対応が必要と思っています。

旭川事業所では、事業所会議年2回「安全対策会議・収支状況報告」について行っています。2017年度事業計画内容の実施、実現状況については、例年通り、旭川市の草刈り業務を受託しました。しかし、旭川市より、毎年委託を受けている業務が小規模事業向けの事業であるため、公益財団法人ソーシャルサービス協会は全国組織であることから指摘を受け、今後の委託が危ぶまれるところです。事業高、事業内容も例年通りにすすんでいます。

宮若事業所では、特に変化はなく例年通りでした。

イ) 高齢者の就労の確保に向けた介護事業の展開

せせらぎでは、事業所運営会議を年3回予定しました。主な内容は、居宅介護支援事業所の今後について、新規利用者の受け入れ体制について、ヘルパーの募集方法についてです。

◆2017年度事業計画内容の実施状況

居宅介護支援については4月にケアマネが目の手術を受け体調を見ながら進めてきたため利用者を増やすには至らず、利用者の施設入所や死亡が相次ぎ利用者減となってしまった。ヘルパーステーションは新規依頼はあるもののヘルパー不足で受けきれず思うように増やすことが出来なかった。

◆2017年度予算の遂行状況

居宅介護支援・障害 共に計画を大きく下回り、訪問介護も伸び悩みの状況でした。

◆昨年度との事業比較について

要因の全てがヘルパーの不足という事ではないが、今いる人員で利用者の希望の曜日や日時に対応出来ないことが多く 現状を維持していくことしかできませんでした。

◆その他

常勤ヘルパー 2 名の退職に伴う人員補充の目処が立たず、2017年12月末で事業所を閉鎖することにしました。

塩釜事業所では、事業所会議を毎月1回の年12回予定しました。主な内容は、以下の通りです。

- ①ヘルパー研修会議：月1回の訪問介護事業所による研修・会議開催（高齢者虐待、介護保険法や地域包括ケアシステムなど）
- ②訪問介護事業所会議・研修：定期的な会議を開催し、現状の問題点、新規開拓、件数や売上げ、具体的な対策会議の開催。
- ③ケアマネジャー会議・研修：月1回開催、各市町村会議での内容説明、件数確認、外部研修での報告説明会。その他居宅介護支援の売上げや件数検討、増員検討。
- ④必要時全体研修、会議：地域包括ケアシステムで求められる居宅介護支援・訪問介護事業所としての役割など。

◆2017年度事業計画内容の実施、実現状況について

イ) 利用者拡大の計画

訪問介護事業：利用者の全体数は増加していますが一人当たりの利用単位が減少しています。原因は在宅での介護を積極的に行っていない介護者が増えていること、また介護老人保健施設やサービス付き高齢者住宅（サ高住）も増加しており比較的待たずに入居できています。また、家族で介護ができてはいるのに金銭的なことが原因でヘルパー利用を行わない介護者も増えてきており、以前と比べて介護を取り巻く環境が変化しています。適切な介護を提供できていない場合に高齢者虐待や不適切な介護に繋がっている場合も多く、訪問介護を利用した虐待防止や自立支援に向けての具体的なアプローチを現在居宅介護支援事業所など各サービス事業所に行なっています。

居宅介護支援事業：件数はほぼ毎月予防委託、入院している利用者も含めて55～59件程度で推移しています。件数はケアマネジャーの人員換算でもてる人数を持つよう努力しています。

ロ) ヘルパー等介護従事者採用予定について

今後ケアマネジャーを増員予定、日程は未定です。訪問介護事業は随時募集をかけていますが継続して就業していただく人が少ないので、今後も継続して募集をかけていきます。

ハ) 訪問介護事業において赤字経営の場合、その改善策について

総合事業の利用者の受け入れについては人数の制限を設けており、要介護の利用者を積極的に受けました。また身体介護のサービス種類・内容の自立支援のサービスを積極的に利用し、今後も在宅生活が継続できるよう、また自立した生活ができるような支援を勧めており実践しました。ケア内容は高度になるため勉強と研修も行ないました。

◆2017年度予算の遂行状況と下期に向けて

訪問介護の売上げが低迷していましたが、一時的に回復傾向を示しました。しかし、持続することなくやはり落ち込みました。回復を目指して目標達成のために努力してみましたが奏功することはありませんでした。ケアマネジャーに提案し、より地域生活を続けていけるようなサービスを提供していくことが重要だと考えています。

◆昨年度との事業比較について

総合事業の依頼が多くあり、仙塩地区は増加していますが、受け入れをしていない事業者も多くあります。地域包括や市町村からも総合事業を行なっている訪問介護事業者にも依頼も多くあります。受け入れを行わない判断はしない予定ですが、介護メインのサービスを支援していく予定です。

◆その他

平成28年11月より業務成績の悪化し、1年間努力はしたものの叶う事はありません

でした。原因としては、人手不足です。新規利用者が来ても、対応できない状態が続いてきました。その様な中で最も大きな原因は、本部費、顧問料、1.5%に値上り、大きな痛手です。借入金は増える一方で、このままの状態では事業継続は、不可能と決断致しました。平成30年3月31日を以て閉鎖します。

仙台事業所では、運営会議を月4回開催しています。参加者は所長（ケアマネジャー・管理者兼務）、サービス提供責任者（管理者兼務）、常勤ヘルパー（事務兼務）の3人です。内容は、運営状況の確認、新たな問題点の有無の確認です。全職員会議は毎月1回、年12回行っています。業務実施状況の確認、利用者に関する情報の共有、新たな問題点の有無、目標実現のための意思統一です。会議は計画通りに実施してきました。

◆2017年度事業計画内容の実施、実現状況について

継続して、定期的に近隣の地域包括支援センター訪問や病院においてサービス担当者会議が開催される時、また近隣の居宅介護支援事業所との交流訪問の時に、新規利用者の紹介を依頼しています。公益性を確保するための取組みとして、高齢であるヘルパーの雇用を継続しています。現在、82歳、76歳の方に働いていただいています。

平成29年4月より、仙台市においても日常生活支援総合事業が開始されているため、関連する研修会等には可能な限り参加して、法令基準について学んでいます。訪問介護サービスにおいては、1ヵ月に1件程度の新規利用者サービス提供の依頼があり、可能な限り対応しています。月に1～2件の新規利用者の依頼はありますが、亡くなる方、入院する方、施設に入る方などあり、差し引き同じ数になっています。夜間・早朝・休日のサービス依頼が多く、対応困難なことが多くあります。現在20名（訪問介護15名、障害者5名）の利用者がいます。

居宅介護支援事業利用者は25名です。要介護認定者は減少、要支援認定者が増加傾向です。昨年並みの経営状況につき、職員の賞与の減額、昇給の据え置き等で対応しています。登録ヘルパー1名が平成30年1月に退職しました。事業所の二つの窓に大きくヘルパー募集のポスターを貼っていますが、ヘルパーの確保は依然として厳しい状況が続いています。常勤ヘルパー2名体制は安定していますので、二人を中心に業務をすすめています。

平成29年度より処遇改善の割合が増えたため、昇給の据え置きの方で、常勤ヘルパーには20,000円～25,000円を基本給に上乘せしました。また、賃金体系を以前よりも細分化し、有資格者やベテランヘルパーには処遇が改善されるしくみに改善しました。

現在の厳しい状況が、次のような要因と考えられます。一つは、居宅介護支援事業の要介護者が減少傾向にあること。近隣の居宅介護支援事業所、近隣の施設（特別養護老人ホーム、小規模多機能施設、住宅型有料老人ホーム、グループホーム）等の増加です。二つには、登録ヘルパーの退職により、他ヘルパーへの負担が大きくなっているため、訪問介護サービスの利用者を断らなければならない状況であることです。三つには、重度利用者の病院への入退院・施設への入退所の繰り返しによりサービス提供時間が不安定であることです。

◆2017年度予算の達成状況

訪問介護サービス・居宅介護支援ともに月に1～2件程度の新規利用者依頼はありましたが、トータルでは増えていない。予算に訪問介護サービスは90%、居宅介護支援は84%と未達成です。要因は、居宅介護支援事業の要介護者が減少傾向にあること。近隣のサービス事業所の増加・新規の依頼があってもほとんどの方が、要介護申請認定結果が要支援となっています。また、登録ヘルパーの退職により新規依頼があってもお断りする状況があります。複合機のリース料金、電話移動の工事代金の支払いが依然として続いていることです。

◆2018年度にいかすべきこととして

- ①年々事業所間の競争がはげしくなっています。大規模事業所が利用者を増やし続けている傾向であるため、紹介等があった際は可能な限り早く訪問し、利用者と良好な関係性をつくることです。
- ②重度利用者の病院への入院、施設への入所は常に想定した状態で、予算等を作成するこ

とです。

- ③可能な限り、残業と休日出勤を減らすことです。
- ④居宅介護支援事業所の利用者を今よりも3～5名増やすことです。
- ⑤日常生活支援事業の指定を仙台市から平成30年3月1日付で、名取市から平成30年4月1日付で受けたので、そのことを活かして進めていきます。

京都事業所では、運営会議を以下のように行っています。主な内容は、以下の通りです。

指導部会議：事業所全体の業務の状況や当面する課題についての対応を決定するとともに、職員に対する指導援助をしてきました。

運営委員会：指導部会議で決まった事や提案を確認するとともに、各事業部からの状況や苦情・事故等の報告に対し協議し確認してきました。

事業部会議：＜居宅介護支援＞事業所加算Ⅱを算定するために必要な諸課題について、項目ごとに点検するとともに、各ケアマネが担当しています。利用者の状況についての情報共有や苦情・事故等の報告と対応、短時間の勉強会などをしてきました。
＜訪問介護＞各サ責者が担当している利用者の状況について情報共有するとともに、苦情・事故等の報告と対応などについて話し合ってきました。

ヘルパー会議：事務所からの報告事項や事業所全体の仕事の状況、当面の課題、苦情・事故の報告と対応についての確認する場として月1回開催してきました。

◆2017年度事業計画内容の実施、実現状況について

- * 公益性を確保するため引き続き高齢者雇用の促進を図ってきました。従業者37人のうち、65歳以上が11名(29.7%)、最高齢は70歳となっています。しかし、事業所全体の人材確保の目標(50人体制)から見ると、4～12月までで1名増えましたが、3名の離職があり人事不足が続いています。ハローワークに常時人材募集をするも全く問い合わせがありません。離職者は、ヘルパー本人の病気、親の介護、ヘルパー本人の希望と利用者のニーズが合わないなどが辞めた理由です。
- * 行政区内の認知症サポートネットワークに世話人を派遣し、認知症サポーター養成講座など地域での認知症に関する諸課題に取り組んでいます。
- * 介護保険の「生活援助」の見直しや総合事業のスタートで、報酬単価がますます切り下げられようとしている中で、訪問介護事業が生き残っていくための方向として、サービス内容を身体介護中心型に比重を置く手立てとして医行為のできる事業所体制を作りました。
- * 事業所が関わっている地域の特性は、低所得者層や生活困窮者、外国籍の方が多く、また、いわゆる「ゴミ屋敷」状態の利用者も少なからずあり、住環境整備から衣類やオムツ、食材、生活必需品等の提供も必要に応じて実施しています。これらの取り組みを通じて地域の包括支援センターや他の居宅支援事業所からも信頼に繋がっています。
- * 全従業者の資質の向上を図るため今年も現任者研修を行いました。4月「身体拘束・虐待」、5月「痰吸引の概略」、6月「チームケア」、7月「交通安全」9月「介護実技」、10月「認知症カフェ」をテーマにしました。出席率は常時80%前後になっています。喀痰吸引研修了者は2号研修2名、3号研修3名となり、8月から登録事業者となりました。
- * 計画相談を担当している利用者が65歳になり、介護保険の要介護認定を受けたが「非該当」、総合事業も「非該当」となりましたが、区役所障害支援課と相談する中で、救済措置で引き続き障害者総合支援法の「居宅介護」を利用できるようになりました。時々、新規依頼はあるものの重度訪問介護の深夜帯など対応できるヘルパーが確保できないことが多く、利用者の確保については、介護保険との重複利用も含めて現状維持の21名、計画相談員3名となっています。
- * 小規模多機能型居宅介護の建設に向けての取り組みとしては、事務所の隣の京都市の土地については、公募要件に該当しないことが判明したため断念しました。また、取引銀行その他から紹介のあった2ヶ所の物件も見学しましたが、立地や建物の構造上無理があるため断念しました。

◆2017年度予算の遂行状況と下期に向けて

* 居宅介護支援事業

5人体制で利用者150人の目標に対し、現在121人です。新規依頼に対し、死亡や入院、施設入所による減少のほうを上回り、利用者数は減っています。さらに、特定事業所集中減算でその期間中のサービスすべてが2割減算となり、収支で赤字計上となっています。

* 訪問介護、総合事業

利用者135人の目標に対し、現在の請求実績利用者は140人となりました。事業高は予算に対し120%で超過達成しています。しかし、登録ヘルパーの確保は1名で離職者が3名あり目標の50人体制には至っていません。新規依頼は「原則断らない」を貫き、目標の超過達成を継続していきます。サ責者も可能な範囲でヘルパーとして現場に出て行き、人材不足をカバーしていきます。

* 居宅介護は

時々、新規依頼はあるものの重度訪問介護の深夜帯など対応できるヘルパーが確保できないことが多く、利用者の確保については、介護保険との重複利用も含めて現状維持の21名です。

* 計画相談

利用者が65歳になり介護保険に移行し、利用者数は1人減って3人になりました。

* 事業高は予算に対し95%の到達状況でした。損益は1,520万円の赤字でした。特別減算が大きく影響しました。

◆2018年度に生かすべきこととして

事業所として信頼を得ることが利用者確保、拡大に繋がることです。

◆その他

* 次年度には行政からの実地指導があることも予想され、あらためて各種書類や帳簿類の点検整備を進めておく必要があります。次年度の生かすこととして、事業所の信頼を得ることが利用者確保・拡大に繋がるということです。

都城事業所では、運営委員会を所長・サービス提供者4人と事務職員1名の合計5人で、毎月1回～2回開催し、先月分の収入高や経営状況の報告、後日に開催する職員会議の内容や研修テーマや利用者の個別事例検討を行っています。運営委員会では、あらかじめ作成した職員会議用レジメ等の文書の検討を行い、密度ある会議に努めています。

職員会議を毎月第1水曜日もしくは第2水曜日の12:30～13:30の60分を全員対象の定例会議としています。2016年3月から行っていました18:30～20:00までの会議から、現在の昼間の時間帯に変更しました。2017年度は、12回開催しました。会議の内容は、新規利用者の情報・サービス内容の説明、現状利用者のサービスの変更・注意点等や職員への連絡事項について話し合っています。

職員研修は、毎月実施してきました。

4月5日 「高齢者の消費者トラブル」

5月10日 「ヘルパーに求められる職業倫理とその必要性」

6月7日 「感染症・食中毒の発生予防蔓延防止について」

7月12日 「熱中症の症状と対策」

8月9日 「非常災害時（台風等）の対応について」

9月6日 「看護・介護者のための胃腸管理について」

ケースカンファレンス(利用者個別事例検討)は、8月19日と3月7日の2回行いました。会議の時間を確保することに苦勞していますが、8月19日は12時30分から2時間ほど7人で「困難事例」のNKさんの事例について検討しました。

◆2017年度事業計画内容の実施状況

① 利用者拡大の計画

地元の都城市は、「総合事業」を開始していますが、当面は提供サービスも介護報酬も変わ

りがなく、名称が「介護予防」訪問介護から「総合事業」の訪問介護に変更になっただけです。しかし、2018年4月からは本格的に5種類の「総合事業」に区分・移行する予定になっています。当事業所としては、収入面や仕事のやりがいからも要支援1・2の軽度利用者よりも要介護1以上の中度・重症者の利用者を新たに獲得すべきとの意見が多くあります。介護保険の要介護1以上の利用者を対象とした訪問介護サービスに絞るため、介護事業所支援専門員等の信頼を得るために奮闘し、支援も行ってきました。現在、3ヶ所の居宅介護支援事業所（＝介護支援専門員）と密接な関係ができており、介護支援専門員1人体制の事業所には、経理や運営上の相談にも応じています。

当事業所は、訪問介護サービスでの、報酬額の低い生活援助サービスが、90%程度であり、報酬額の多い身体介護サービスが10%程度にすぎません。収入増加を図るためには、身体介護サービスや重度利用者を増やさなければなりません。居宅介護支援事業所の介護支援専門員等と連携を強めてはいますが、期待している程の成果はありませんでした。

当期は、比較的長期の訪問介護サービス利用者が介護保険施設等に入所される方、また亡くられる方もいたので、利用者数や収入高が伸びませんでした。

② 新規訪問介護員の採用

知合いや縁故関係者に依頼や、新規訪問介護員の採用・獲得に努めてきましたが、成果に結びつきませんでした。また、3月末に現職訪問介護員の退職者(70歳に到達し、継続を固辞された)が1名あり、減少になりました。訪問介護員は、3月末現在で14人となり、事務所体制は、所長・サービス提供責任者、事務員を加えて総勢で19名になりました。

◆ 2017年度予算の遂行状況

前期2016年度の収入高は、29,953千円で、減価償却前の利益(当期一般正味財産増減額)は、258千円でした。しかし、当期2017年度の収入高は、26,886千円で、前期と比較して、3,067千円の減収になり、昨年比89.7%でした。月当たり256千円の減収であり、資金繰りが難しくなっています。また、当期2017年度の減価償却前の利益(当期一般正味財産増減額)は、121千円になりました。当期の収入減等を予測して、昨年10月より所長給与減額実施や経費削減等を行い、辛うじて黒字決算となりました。

前期2016年度比較で、3,067千円の減収になった原因は、前述の通り、「当期は、比較的長期の訪問介護サービス利用者の、介護保険施設等の入所や死亡者も多かったため、利用者数や収入高が伸びなかった」ことが考えられます。2011年度からの7年間で、前期2016年度の収入は、最も収入高が多かったのですが、当期2017年度の収入高は、下位2番目で、収入が低くなっています。

現在の利用者は73名です。2017年初めから、入院する方・施設入所の方・亡くられる方が今までになく多くあり、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等に「営業」を行ってきましたが、盛り返すことができないで、2016年の同時期の利用者数88名に対し、15名減少の73名となっています。今後、訪問介護サービス依頼元である介護支援専門員等の信頼を得るため、いっそう質のよいサービスに向けて奮闘していかなければならないところです。

損益は-41千円の赤字でした。(予算-234千円、前年+176千円)

◆ 2018年度に生かすべきこととして

当期分予算は、前期実績を参考に、予算収入金額を高め設定しています。2018年度予算は、介護保険では総合事業の本格的実施も予想されるので、「直近6年間の平均値」で、実行可能な金額を設定します。

ウ) 資格取得に関する研修事業

福岡事業所では、事業所会議を月に1回開催しています。運営委員会も月に1回開催しています。2017年度事業の実施では、新規の取組みとして、介護職員初任者研修を7月23日～11月14日で実施しました。受講者は12名(目標は22名)でした。その後1名が退学し、11名で行いました。この研修会は年間2回開催を計画しましたが、指定申請の手間取ったことで開始時

期が遅れ、もう1回は実施できませんでした。2018年度は、早い取り組みと、受講生の確保が重要だと考えています。

(2) 生活困窮者に対する支援事業

ワークセンターのソーシャルホームでは、事業の分岐点は、定員15名で常時12名の利用者確保が必要ですが、上期の結果は、日常平均で5名～6名程度の状態で、収入は前年上期の対比では、約337万円の減収となり470万円の「赤字」でした。利用者の拡大に向けて、各行政区の福祉課にこの事業の目的と社会的な必要性を訴え、11月には13名を確保していますが、継続して12名以上が確保できるかどうか損益の分かれ目です。下期において、入所者の拡大をはかり収支の改善は出来ましたが、「黒字」に転化は出来ませんでした。平成30年度は、この事業を廃止し、入所者は自立支援施設に移行させ、就労困難な利用者には、「第二種施設」を別途確保し入所させることにしました。

自立支援センター事業では、前年度より定員数が30名から12名に削減され財政的にも厳しくなったなかで努力してきましたが、利用者は平均5名程度となっています。このなかで施設長含む3名で利用者の完全就労自立をめざして支援・相談活動しています。また、自立OBで家庭訪問の必要な方には系統的にアフターケアに取り組み、再路上化防止に努めてきています。委託料では、前年より約60万円減額されましたが、刑務所からの出所者を対象に直接入所できるように京都市と折衝し利用者の拡大をはかっています。

京都市ホームレス訪問相談事業では、前年度は、4名体制で年間約400万円の欠損を出したので、2017年度は3名体制で行ないました。その結果、前年対比で340万円の収支改善となりました。下期も同様の結果となりました。しかし、業務上では4名体制が必要であり、京都市に対して30年度は4名体制で赤字経営にならない予算編成を強く求めています。同時に、相談員の業務改善と時間外労働の削減対策を強めていきます。京都市には「2週間以内にアセスメントと支援計画の作成」「30日以内に施設退所」を基本にした相談活動になっているが、1日平均70名の利用者への対応で長時間勤務になっているので、定数50名を厳守するよう求めています。

能力活用推進事業等では、緊急宿泊施設に入所しているホームレスへの「職の提供」を基本に生活困窮者支援にとりくんでいますが、施設入所者の就労希望者が最近減少してきています。一方、居宅した方からの能力活用事業への参加者が増えています。しかし、生活保護受給者は、収入限度額（限度額を超えると保護費が減額）があり、「1日5時間以上」「週4日以上」働くことを拒否する者もあり、完全就労自立に向けての支援も再検討していくことが必要だと考えています。

京都市ホームレス居宅定着支援事業では、今年度で2年目となりましたが、現在、定着支援を行っている利用者は2名です。京都市の要請により利用者の拡大に取り組んでいます。この12月からは利用者を4名に増やす方向で三者面談にとりくんでいます。現在、相談担当者は1名で対応し、収支的には前年とほぼ同様ですが、利用対象者を拡大していくことで予算についても増額していくことを京都市と確認しています。

ワークセンター全体の決算では、経常利益で230万円（予算-119万円、前年83万円）でした。収入は予算に-862万円でしたが、支出が-1,211万円でした。主に人件費を抑えることが出来ました。

多摩支所では、事業所会議を年4回行いました。施設長と所長で主な内容は、利用者確保・利用者アセスメント・毎月の資金繰りなどです。利用者確保については、最大28人の時もありましたが、目標を達成できていません。生活保護に対する抑制のなかで、大きな壁にぶつかっているというのが現状です。国と東村山市からの補助金については確保できています。来年度についても補助金が交付されることになりました。

2017年度予算の遂行状況については、予算に比べて収入で109万円増ですが、支出が271万円増となり、30万円の剰余予算でしたが-132万円の赤字です。支出で人件費と外注費が大きく出ています。給与はなんとか支給していますが、家賃など他の支払いが苦しい状況で

す。利用者確保ができないとなりののであれば、支出についての見直しをしなければなりません。

(3) 賃貸業としては

ユニオンコーポの1階奥は、(株)佐藤工業と2017年3月15日～2020年3月14日で契約できました。また、全日自労会館1階は、(株)ダスキン「ミスタードーナツ」と2017年7月1日～契約しています。

貸室事業収益では、4～3月で841万円でした。この結果は予算に-44万円ととどきませんでした。前年同期に+384万円と大幅に改善しました。

(4) 障がい者関係諸事業にとりくむ

ITセンターでは、事業所会議は年数回おこなっています。

1月に岐阜の事業所を閉じて名古屋へ移しました。自治体への入札、職業訓練事業に取り組んでいます。入札では、愛知県・岐阜県・名古屋市・岐阜市・各務原市の入札参加資格登録が完了しました。愛知・岐阜県でも入札可能な市だけに絞りこみ、常に入札情報を検索していますが、なかなか落札には至らないでいます。金銭的に難しい状況です。入札の加点のために様々な資格の取得が必要となっています。2017年度は愛知県でエコアクション21を取得できました。その後継続的にエコ活動を実施しています。

職業訓練では、求職者支援訓練を受講できる失業者が減少し現在休止していますが、カリキュラムの検討、時間数を変更実施、担当講師の質の引き上げを行い、サービスガイドライン研修への参加に2名参加しました。岐阜の事務所での訓練事業継続が困難であると判断しました。公共職業訓練は、毎月応募者が減少し、訓練生の高年齢化、質が低下し、就労に結びつけることが困難を極めています。訓練継続に不安を抱えています。訓練生応募時の選考会で人選判断基準を検討しています。訓練生募集時の選考会の適性検査問題の変更を検討し作成しました。

◆2017年度予算の遂行状況

職業訓練での就職率が達成できず、就労支援費が支給されませんでした。4カ月以上の雇用期間でないと就職支援費対象にならず、未経験者が就職するので試用期間が1カ月となり就職支援費に結びつきません。以前に比べて退職する人が減少し、採用1名に20名以上が応募する状況で大変厳しい現状にあります。落札金額が低額となり、予算は達成できませんでした。

経常利益は408万円(予算148万円、前年437万円)でした。収入が予算に1,736万円増、前年に対して171万円の増でした。

◆昨年度との事業比較について

入札が厳しく落札ができないでいます。職業訓練の継続的な落札に向けて、意欲的に資格を取得しています。ホームページ関係の新規顧客の獲得が困難になっています。ホームページ音声読み上げソフトは、取り扱いの製品が今のパソコンで十分機能しないため、日本IBMから日立公共システムの代理店に変更しました。これからは日立主体でやっていく予定です。ホームページ自動翻訳ソフトは、現状の東電社の製品でいきます。デジタルブックは、現状のダイレクトクラウド社製でいきます。新たに超高度セキュリティを持つファイル転送サービスの新製品を取り扱い始めました。当協会のポリシーとして、福祉を担うIT製品が少なく、高額な製品ではないため、数を出さないと採算が取れないという厳しい状況があります。

職業訓練で2018年度に生かすべき教訓として、

- ①訓練生の就職支援費確保に向け、キャリアコンサルティングの改善を図ることです。
- ②講師間での社内研修を検討することです。これは、採用して教育しても、親の介護や能力なく辞める人が多いことによります。
- ③講師の就職意欲の向上を図ることです。そのため賃金または時給アップを検討します。
- ④後任者のスキルアップを図ります。後継者を指名する時期に来ています。

◆その他

10年間継続していた東京都葛飾区の音声読み上げソフトの随意契約の仕事を失いました。連絡もなく年度途中で別会社の製品に切替わっていました。原因として考えられることは、東京

事業本部が東京23区での窓口となっていたのですが、その事業所が無くなり、東京都内にある財団本部直接ではなく、岐阜の事業所が受け皿になったことが要因かと想像されます。自治体にしても、都内の事業者でないとやはり不安なのでしょう。

今後を引き継ぐ人材確保ができていません。事務所継続の不安を払拭できないでいます。障がい者雇用支援マークに対して、多くの大企業からオファーがあるのですが、対応できていません。本部に相談するも、内部の基本対応だけで難しいかと思われまます。何とかしていきたいものです。

以上